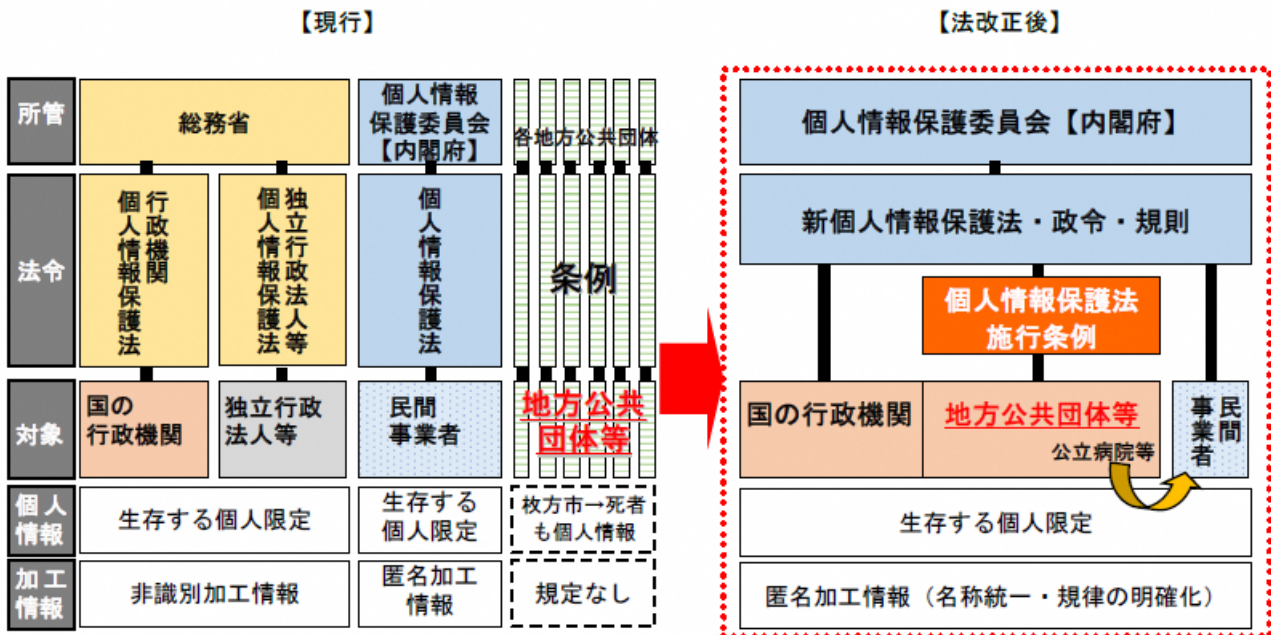


個人情報保護法の改正と本審議会の担当事務について

1. 個人情報保護法の適用に伴う個人情報保護条例の廃止

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化等を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正され、令和5年（2023年）4月から地方公共団体に直接適用されています。これに伴い、枚方市個人情報保護条例（以下「保護条例」といいます。）を廃止し、法を施行するために必要な事項（開示請求に係る手数料等）を定める「枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例」と「枚方市個人情報の保護に関する法律施行細則」を制定しました。



2. 本審議会の担当事務の変更

本審議会の担当事務は、枚方市附属機関条例において定められ、次の2つでした。

- ①保護条例の規定によりその権限に属させられた事項 →廃止
 （行政が収集する、利用する、外部に提供する、電子計算組織により処理することに係る事項の審議）
 - ②情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項 →継続
 （条例改正に係る事項の審議や特定個人情報ファイル評価書に対する意見の聴取）
- 保護条例の廃止に伴って枚方市附属機関条例が改正され、①についての審議はなくなり、今後は、②についてのみ審議いただくこととなります。